

令和8年度札幌市IT企業グローバルパートナーシップ構築支援業務 (契約締結支援、ブリッジSE派遣支援) 提案説明書 (募集要領)

1 本説明書について

札幌市が実施する「令和8年度札幌市IT企業グローバルパートナーシップ構築支援業務(契約締結支援、ブリッジSE派遣支援)」の契約候補者を選定する公募型企画競争の実施に関して、必要な事項を定める。

2 担当部署

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階南側

札幌市経済観光局経済戦略推進部イノベーション推進課 林

電話：011-211-2379 Eメール：it.contents@city.sapporo.jp

3 企画競争に付する事項

(1) 業務名

令和8年度札幌市IT企業グローバルパートナーシップ構築支援業務(契約締結支援、ブリッジSE派遣支援)

(2) 業務の内容

仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約の日から令和9年2月26日(金)まで

(4) 事業規模

5,960,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)を上限とする。

※上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

4 企画提案に係るスケジュール

公募開始	令和8年6月15日(月)
質問票の受付期限	令和8年6月19日(金)
質問の回答公開	令和8年6月23日(火)
参加意向書の提出期限	令和8年6月26日(金)
企画提案書等の提出期限	令和8年7月7日(火)
プレゼンテーション審査の実施	令和8年7月中旬
審査結果の通知	令和8年7月中旬
契約締結	令和8年7月下旬

5 参加資格要件

応募者は札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条第1項に規定する札幌市競争入札参加資格名簿(物品・役務)に登録されている場合には(6)～(11)全てに該当する者とし、上記参加資格名簿に登録されていない場合は(1)～(5)のいずれにも該当しないかつ、(6)～(11)全てに該当する者とする。

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及び

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事実があった後、3年を経過しない者(ただし、これらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者を除く。)

- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 直前1期の決算(当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算)における製造、販売、請負等の実績高がない者
 - (4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者
 - (5) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者
 - (6) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
 - (7) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続き開始決定後の者は除く。)等経営状況が著しく不健全でないこと。
 - (8) 労働者派遣事業の許可を有すること。
 - (9) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
 - (10) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適合要件に該当しないこと。
 - (11) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

6 参加手続きに関する事項

(1) 企画競争に関する質問の受付

ア 提出期限

令和8年6月19日(金)17時15分必着

イ 提出方法

質問書(様式1)により、電子メールで「2 担当部署」へ提出すること。件名は「令和8年度札幌市IT企業グローバルパートナーシップ構築支援業務(契約締結支援、ブリッジSE派遣支援) 質問書」とすること。

ウ 回答方法

電子メールにより随時行うとともに、公開する必要があると認める場合は、ホームページで公開する(質問を行った事業者名等は公開しない。)

(2) 参加意向書の提出

ア 提出期限

令和8年6月26日（金）17時15分必着

イ 提出方法

公募型企画競争参加意向書（様式2）を電子メール、持参又は郵送により提出すること。

ウ 提出先

「2 担当部署」と同じ。

エ 受付時間

8時45分から17時15分（土日・祝日を除く）

オ 参加資格の審査

提出を受けた内容等から参加資格の審査を行い、参加資格を満たすことが確認できた者に対しては、その旨を電子メール、口頭等にて通知する。

参加資格を満たすことが確認できなかった者に対しては、その旨を文書で通知する。なお、上記審査により参加資格を満たすことが確認できた者についても、最終的に契約候補者が選定され契約締結に至るまでの間に、下記(ア)～(ウ)の項目に該当することが判明した場合は、提案書類を受け付けず、もしくは既に提出された提案書類の評価を行わず、または契約候補者としての選定を取り消すものとする。

(ア) 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなったとき。

(イ) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(ウ) 不正な利益を図る目的で企画競争実施委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和8年7月7日（火）17時15分必着

イ 提出方法

下記様式について、電子データ（正本・副本）を電子メール等により提出すること。正本は下記(ア)～(エ)、副本は(イ)～(エ)の構成とする。また、正本にのみ、提案事業所の名称、事業所の所在地、代表者の記名、押印、責任者の氏名、電話番号等連絡先を記載し、**副本には、提案事業者を特定可能な記載は行わないこと。**

(ア) 企画提案書提出書（様式3）

(イ) 企画提案者概要（様式4）

(ウ) 企画提案書

自由様式。表紙及び目次を除きページの通し番号を付すこと。

(エ) 見積書

自由様式。経費の内訳を記載、消費税等相当額も明示すること。

ウ 提出先

「2 担当部署」と同じ。

エ 受付時間

8時45分から17時15分（土日・祝日を除く）

(4) 参加辞退

参加意向書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

7 企画提案を求める事項

企画提案書は、別紙仕様書に基づき、以下の内容について作成すること。提案は予算の

範囲内で全て実施できるものとし、選択式の提案もしくは予算を超えたオプション提案などによる提案は行わないこと。

(1) 本業務に取り組む上での視点等について

欧米IT企業と商談を進める支援企業が直面する、言語・法令・商慣習等の障壁や課題を踏まえ、契約締結とプロジェクトの継続的かつ円滑な進行を実現するための、全体的な視点や戦略的アプローチについて提案すること。

(2) 実施手法について

ア 支援企業の募集及び選定

ターゲットとなり得る企業の募集方法、および「成約の確度」や「事業の波及効果」を重視した選定基準の具体的な考え方について提案すること。

イ 単位制支援システムの構築と運用

市場価格等を勘案した主要な支援メニューごとの適切な単位（ポイント）設定の想定を提示すること。また、支援企業ごとの単位消化状況や支援内容の履歴を、リアルタイムで正確に管理できる手法（管理簿の運用等）を提案すること。

ウ 契約締結支援（専門家の確保・実務支援）

米国や欧州等の契約法務に精通した専門家を確保し、支援要請に迅速に対応できる体制の構築手法について提案すること。あわせて、秘密保持契約書や業務委託契約書等の英語化・日本語化にあたり、現地の商慣習や法的リスク（賠償責任の上限、準拠法、知的財産権の取扱等）を踏まえた具体的な修正・助言・交渉同席を行うスキームについて提案すること。

エ ブリッジSE派遣支援

高度な英語力、システム開発に関する知見、欧米企業の商慣習への理解を併せ持つ「ブリッジSE」を適切に確保するための具体的なネットワークや採用手法を提案すること。あわせて、派遣開始後の定期的なヒアリング等を通じ、コミュニケーションギャップを解消するための業務支援の具体的手法について提案すること。

オ アンケート調査および効果検証・事業報告

KPIの達成・検証に向けた適切な調査手法、及び次年度以降の施策展開に向けた課題抽出や提言（ロードマップ案等）の作成方針について提案すること。

(3) 本業務のスケジュール案について

本業務を遂行するスケジュール案を提案すること。

(4) 独自提案について

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、目的の達成に効果的と考えられる事柄の提案を行うこと。

(5) 過去の業務実績及び執行体制について

本業務に活かすことができると考える、類似業務の実績及び業務全体を円滑に進められる執行体制の提案を行うこと。

(6) 見積書

8 審査

企画提案は、本市が設置する「令和8年度札幌市IT企業グローバルパートナーシップ構築支援業務（契約締結支援、ブリッジSE派遣支援）企画競争実施委員会」において審査する。

(1) 審査基準

審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数

が高い順に契約候補者とする。総合得点が同点の企画提案書があるときは、委員会で協議の上、選定するものとする。

なお、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。また、提案者が1者であっても、最低基準点以上のときに、契約候補者として選定する。

また、提案事業者が札幌SDGs登録企業である場合は、下記配点に加え、本業務とSDGsとの親和性を考慮し、2点加点することとする。ただし、下記審査項目をもって満点評価となった提案事業者については加点しない。

【審査基準】

評価の視点		配点
(1) 本業務に取り組む上での視点等について		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 言語、法令及び商慣習の障壁を解消し、グローバルパートナーシップの構築と取引の継続を実現するという事業目的を踏まえ、全体的な視点や戦略的アプローチが適切かつ説得力のある提案となっているか。 	10	
(2) 実施手法について		
ア 支援企業の募集及び選定 <ul style="list-style-type: none"> ・ ターゲット企業の募集手法や、成約の確度・事業の波及効果を重視した選定基準が、具体的かつ妥当な提案となっているか。 	10	
イ 単位制支援システムの構築と運用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場価格等を勘案した主要な支援メニューごとの想定単位の設定が妥当か。 ・ 単位消化状況や支援内容の履歴をリアルタイムで適正に管理・把握できる手法となっているか。 	15	
ウ 契約締結支援（専門家の確保・実務支援） <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国や欧州等の契約法務に精通した専門家を迅速に確保できる体制が整っているか。 ・ 現地の商慣習や法的リスクを踏まえた具体的なドキュメンテーション支援やリーガルチェック、交渉同席のスキームが実践的で質の高い提案となっているか。 	20	
エ ブリッジSE派遣支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度な英語力とシステム開発に関する知見、欧米企業の商慣習への理解を併せ持つ人材の確保・マッチング手法が優れているか。 ・ 労働者派遣法等の関連法令を遵守した適切な契約・管理体制や、コミュニケーションギャップを解消するための継続的な業務支援が提案されているか。 	20	
オ アンケート調査及び効果検証・事業報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ KPIの達成・検証に向けた調査手法が適切か。 ・ 次年度以降の施策展開に向けた課題抽出や提言（ロードマップ案等）の方針が、本市の施策推進に寄与するものとなっているか。 	5	
(3) 業務全般		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の実施に無理がなく、適切かつ有効なスケジュールとなっているか。 	5	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自提案が、業務の目的を達成するにあたり、有効なものとなっているか。 	5	
<ul style="list-style-type: none"> ・ IT産業及び国際法務に関する知識・経験を有する総括責任者の配置など、執 	10	

行体制や過去の類似業務実績が十分で、業務を確実に円滑に遂行できると見込まれるか。	
合 計	100

(2) プレゼンテーション審査

本市の指定する日時に、プレゼンテーション審査を実施する。

ア 日時(予定)

令和8年7月中旬 ※日時は別途連絡する。

イ 実施場所

オンライン開催とする。 ※使用ツールなどは別途連絡する。

ウ 実施方法

(ア) 出席者は2人以内とする。

(イ) 持ち時間は25分間(提案説明15分間、質疑10分間)程度とし、本市の指定した時刻から順次行う。なお、提案者総数により質疑応答の時間は短縮する可能性がある。

(ウ) プレゼンテーションに出席しない提案者の提案は無効とする。

(エ) 事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案をすること。当日の追加資料による説明は認めない。

(オ) プレゼンテーションにおいて、事業者名を述べることは認めないものとする。

(3) 選考結果の通知

審査の結果は、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。

9 個人情報取扱安全管理基準適合申出書の提出

上記審査によって選定された者は、契約締結の前に、個人情報取扱安全管理基準適合申出書(様式5)を必要書類添付のうえ、電子メール、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出先

「2 担当部署」と同じ。

イ 受付時間

8時45分から17時15分(土日・祝日を除く)

10 その他の留意事項

(1) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。

(2) 提出のあった企画提案書等は返却しない。

(3) 提出された企画提案書の訂正、追加、再提出は認めない。

(4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

(5) 提出した書類等は、札幌市情報公開条例(平成11年12月14日条例第41号)の規定により、公開する場合がある。

(6) 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。なお、選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。また、提案の内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託費の額は、選定後に札幌市との交渉を通じて決定す

る。

【問い合わせ先】

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階南側

札幌市経済観光局経済戦略推進部イノベーション推進課 林

電話：011-211-2379 FAX：011-218-5130

Eメール：it.contents@city.sapporo.jp